

第 6 期計画の振り返りと第 7 期計画策定に向けた課題

1 計画について

第 6 期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計や、「地域包括ケア計画」として、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなど、第 6 期計画以降を視野に入れた計画策定を行いました。

第 7 期計画の策定においては、第 6 期計画に位置付けられた主な施策の実施状況を振り返り、課題を整理した上で、第 8 期、第 9 期を見据えた今後の取り組むべき施策を定める必要があります。

2 振り返りと課題

次ページ以降の施策ごとの個表をご覧ください。

【 基本理念 】

笑顔があふれ 心やすらぎまちづくり

【 基本目標 】

地域包括ケアシステムの実現を目指す

【 重点施策 】

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ④ 高齢者の生活を支える住まいとサービスの確保

【 そのほかの主な施策 】

- ⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑥ 高齢者虐待の防止及び早期発見
- ⑦ 成年後見制度の活用推進

<p>施策名</p>	<p>① 在宅医療・介護連携の推進</p>
<p>【主な事業】</p>	
<p>・ 在宅医療・介護連携推進事業</p>	
<p>【現状と成果】</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 効果的に取組みを推進するため、住民の生活圏域、保健医療圏である東部地域全体で取組みを開始しました。東部医師会と東部1市4町で協働し、東部医師会職員2名（うち看護師1名）と行政職員2名で東部医師会在宅医療介護連携推進室（以下「推進室」という）を設置し、取組みを推進しています。 2 医療・介護・市町社協・行政・消防が参画する東部地区在宅医療介護連携推進協議会（以下「協議会」という）を立ち上げ、課題の検討を行っています。具体的な検討のため、現場レベルの担当者によるワーキンググループ（WG）を設置し活動しています。 3 医療機関・介護サービス事業所及び住宅系サービス（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）の全件調査を行い、資源マップ冊子を作成し、全事業所へ送付しました。また、この情報をインターネット上で検索・閲覧できるシステムを構築しました。 4 関係者（機関）からの相談支援は、平成28年11月より推進室職員で対応しています。 多職種研修会は、協議会主催で事例検討会（年4回）、ワールドカフェ研修、初学者向け研修（3回シリーズ）を開催しています。また、他機関主催の研修会についても参加者募集の広報など、地域内での取組みが進んでいくよう連携を図っています。 住民への啓発は、講演会の開催、啓発パンフレットの作成により、まずは地域包括ケアシステムという言葉自体を浸透させるべく取り組みました。住民啓発WGでは「寸劇」を活用し、いざという時の意思決定の大切さ等を学ぶ研修会を、モデル的に開催しました。この「いざという時の意思決定」についての学びの場を各地域に広げる取組みを進めるとともに、その内容を取り入れた専用パンフレットの作成を進めています。 5 資源マップの作成により在宅対応の情報共有ができました。かかりつけ医や訪問看護など不足している資源や、実際の在宅現場で共有すべき情報等については、検討を始めた段階です。 連携の第1歩となる病院の入退院時の連携強化を目的に、東部地区共通の介護・医療連携シートを作成し運用を開始しました。 また、介護事業所からの救急搬送時の情報共有のための連絡シートを検討中です。 6 協議会、WGでの活動や多職種研修会の開催で、多職種間の連携強化の裾野を更に広げていく必要があります。 多職種間の連携を強化するために、相互理解と知識向上、また情報の共有化を進めていく必要があります。 7 住民への啓発は、内容が「死」を含む人生の最終段階の医療・介護であるため、伝える難しさと同時に受け取る側の気持ちと噛み合うかが課題となっています。 8 中山間地域を中心に医療・介護資源の不足が見受けられます。訪問看護などで日曜・祝日や夜間の対応が十分とは言えず、背景として、エリア的なものと地域全体での教育を含めた人材不足の両面があります。 医療・介護のみで解決できない問題もあり、地域での生活支援体制との連携強化も課題となっています。 	
<p>【課題】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 東部医師会と1市4町が連携し、また関連団体・関係職種の協力もいただきながら、引き続き東部地域全体で取り組んでいきます。 ● 地域包括ケアシステムの他の施策（分野）との連携強化を進めます。特に、住民啓発は、市町社協、行政保健分野、生活支援コーディネーター等、日頃地域と関わりのある機関と連携して進めていきます。 	

施策名	② 認知症施策の推進
【主な事業】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症地域支援・ケア向上事業 ・ 認知症初期集中支援推進事業 ・ 認知症高齢者やすらぎ支援事業 ・ 認知症高齢者等ご近所見守り応援団事業 ・ 徘徊高齢者位置検索システム利用支援事業 ・ 認知症相談支援事業 ・ 認知症サポーター等養成事業 	
【現状と成果】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症の人の状態に応じた適切な支援が受けられるよう、認知症に関する情報や相談機関、サービス等をまとめた「認知症ケアパス」の作成と活動への利活用を行いました。 2 平成27年7月に社会福祉法人に委託して認知症地域支援推進員を配置したことにより、認知症に関する相談支援体制の強化、あるいは医療機関や介護保険サービス及び地域の支援機関等との連携の強化が進み、本市が認知症施策を円滑に推進することができました。 3 平成29年1月に認知症初期集中支援チームの活動を開始し、認知症についての早期発見・早期対応を行うことで、認知症の人の状態に応じた適切なサービスに円滑につないでいくための支援体制を構築しました。 4 認知症の人やその家族が安心して生活するためには、地域の人に認知症についての正しい理解をしていただくことが一番重要となるため、あらゆる機会を利用して普及・啓発に取り組みました。 (認知症サポーター養成講座、認知症フォーラム、認知症を学ぶ会、認知症に関する出前講座等) 5 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため、一人でも多くの市民に認知症の人を見守り、支える意識を高めていただけるよう、「認知症高齢者等ご近所見守り応援団」の取り組みをはじめ、地域での「認知症出前講座」や、「徘徊高齢者等事前登録制度」の利用を推進しました。 6 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことのできる「集いの場」として、認知症地域支援推進員を中心に認知症カフェの設置を推進しました。また、平成28年度には開設・運営経費に対する市の助成制度を創設しました。 	
【課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 若年認知症の人の相談が増えているが、支援体制が構築されていません。 ● 認知症初期集中支援チームに関する普及・啓発とチームの設置数についての検討が必要です。 ● 認知症に関する理解を深めていただくための知識の普及・啓発を継続し、さらに効果的に推進していく手法を検討することが必要です。 ● 認知症予防に取り組みたい人が参加できる社会資源が少ない状況です。 ● 認知症関連の事業の周知がまだ十分でないため、利用者が拡大していません。 	

施策名	③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
【主な事業】	
<ul style="list-style-type: none"> <li style="display: inline-block; width: 45%;">・ 生活支援体制整備事業 <li style="display: inline-block; width: 45%;">・ 地域福祉基金事業 	
【現状と成果】	
<p>1 既存の通所介護や訪問介護に加え、多様な生活支援サービスを確保するため、生活支援サービス提供体制構築のための関係多職種による「鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会」（第1層協議体）を設置し、生活支援コーディネーターのあり方や介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の内容等について検討を行いました。</p> <p>総合事業については平成29年4月に移行し、サービス内容については現行の訪問介護・通所介護相当で開始することと、また多様なサービスについては、国のガイドラインで示された例を参考に、地域の実情に応じてサービスを類型化することを検討し、早期のサービス開始を目指すこととしました。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成27年度：5回（準備会含む）、平成28年度：3回</p> <p>2 地域の課題把握や地域資源の整理等を行うとともに、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた活動を行う「生活支援コーディネーター」を配置し、地域福祉の向上を図りました。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成27年度：1名、平成28年度：4名</p> <p>3 地域の福祉活動団体や市民と行政の橋渡し等にボランティアで従事するコーディネーターの育成・支援を行い、地域福祉のネットワーク化を推進しました。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成27年度：9地区、平成28年度：9地区</p> <p>4 ひとり暮らしの高齢者を愛の訪問協力員が定期的に訪問し、安否確認などを行う「愛の一声運動」、さらに、地区社会福祉協議会や民生・児童委員と連携し、地域の福祉活動を推進する「となり組福祉員」の活動を支援しました。</p> <p style="padding-left: 40px;">（愛の訪問協力員）平成27年度：1, 280名、平成28年度1, 232名 （となり組福祉員）平成27年度：1, 737名、平成28年度1, 809名</p> <p>5 介護施設等でボランティア活動を行う「介護支援ボランティア」に活動実績に応じた交付金を交付し、ボランティア活動を通じて地域貢献を行うことを積極的に奨励・支援し、社会参加を通じた介護予防を推進しました。</p> <p style="padding-left: 40px;">（登録ボランティア数）平成27年度：128名、平成28年度：143名</p> <p>6 住民主体の通いの場である「ふれあい・いきいきサロン」の運営費助成に必要な経費の一部を助成し、支援を行いました。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成27年度：29地区、51サロン 平成28年度：37地区、57サロン</p>	
【課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● サロンの世話役等、地域福祉の担い手が不足しています。 ● 「ふれあい・いきいきサロン」をはじめとする住民主体の通いの場の活性化を図る必要があります。 ● 地域の状況に応じた多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けて、サービス内容や基準について検討が必要です。 	

<p>施策名</p>	<p>⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業</p>		
<p>【主な事業】</p>			
<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問型・通所型サービス事業 ・ 審査支払手数料 ・ 介護予防ケアマネジメント事業 ・ 介護予防普及啓発事業 ・ おたっしや教室事業 ・ 地域介護予防運動教室推進事業 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援ボランティア事業 ・ 福祉ボランティアのまちづくり事業 ・ 地域リハビリテーション活動支援事業 ・ 高齢者健康教室事業 ・ 地域ふれあい事業 ・ ふれあいデイサービス事業 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問型・通所型サービス事業 ・ 審査支払手数料 ・ 介護予防ケアマネジメント事業 ・ 介護予防普及啓発事業 ・ おたっしや教室事業 ・ 地域介護予防運動教室推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援ボランティア事業 ・ 福祉ボランティアのまちづくり事業 ・ 地域リハビリテーション活動支援事業 ・ 高齢者健康教室事業 ・ 地域ふれあい事業 ・ ふれあいデイサービス事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問型・通所型サービス事業 ・ 審査支払手数料 ・ 介護予防ケアマネジメント事業 ・ 介護予防普及啓発事業 ・ おたっしや教室事業 ・ 地域介護予防運動教室推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援ボランティア事業 ・ 福祉ボランティアのまちづくり事業 ・ 地域リハビリテーション活動支援事業 ・ 高齢者健康教室事業 ・ 地域ふれあい事業 ・ ふれあいデイサービス事業 		
<p>【現状と成果】</p>			
<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。 2 本市は平成29年4月から次の内容で総合事業を開始しました。 <ul style="list-style-type: none"> 【介護予防・生活支援サービス事業】 現行相当の訪問型・通所型サービス 【一般介護予防事業】 介護予防普及啓発事業（おたっしや教室、出前講座など） 地域域介護予防活動支援事業（介護支援ボランティア、ふれあいサロンなど） 地域リハビリテーション活動支援事業 （理学療法士1名を担当課に配置し、取組み開始） 3 特に介護予防・生活支援サービスの事業開始に当たっては、平成28年10月に市内外の居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、通所介護事業者を対象に説明会を開催し、これに加えて開始直前となる平成29年3月にも居宅介護支援事業者の介護支援専門員を対象に説明を行い、円滑な事業開始に備えました。 4 またサービスの利用者に対しては、事前に担当の介護支援専門員等を通じて定期的な面談の際に説明を行い、併せて市報への掲載や認定更新のお知らせ通知にチラシを同封するなど、事業内容の丁寧な周知に努めました。 			
<p>【課題】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ● 現行相当の訪問型・通所型サービスを開始しましたが、総合事業の特徴である地域の実情に応じた多様なサービスは現在のところ未提供となっています。 ● 総合事業は、従来の心身機能向上プログラムに偏った介護予防から、「自分のしたい活動や普通の生活を継続することで、結果的に介護予防になる」と発想の転換をし、本人の「自発性・参加意欲」と「継続性」に着目し事業展開することが重要で、本市の介護予防教室やおたっしや教室、ふれあいサロンなどの取り組みをこの考え方に沿って再構築し、介護予防の効果を高めていく必要があります。 ● 地域リハビリテーション活動支援事業は、地域の身近なサロンをはじめ、ケアマネジメントや介護サービスの現場に、理学療法士等のリハビリ専門職の知見を広く浸透させ、介護予防・重度化防止の効果を高めていく必要があります。 			

施策名	⑥ 高齢者虐待の防止及び早期発見
【主な事業】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待保護事業 	
【現状と成果】	
<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待が疑われるケースについては、地域包括支援センターが窓口となって、「とっとり東部権利擁護支援センター」の専門職員や弁護士とも連携しながら、組織的に迅速かつ適切な対応ができるよう努めており、平成27年度46件、平成28年度52件対応しています。 2 「老人福祉法」に基づく措置の件数は、平成27年度、平成28年度ともに1件ずつとなっています。 3 「鳥取市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」については、虐待防止に向けたより効果的な会議となるよう、会議内容を精査しています。 	
【課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「鳥取市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」について、より虐待防止につながるような会議内容にしていく必要があります。 ● 緊急対応となり、受け入れ施設を探すのに時間がかかることがあります。また、措置をした後虐待の解決までに時間がかかり、措置期間が長くなる傾向にあります。 	

施策名	⑦ 成年後見制度の活用推進
【主な事業】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ とっとり東部権利擁護支援センター運営事業 ・ 市民後見人養成事業 ・ 成年後見制度申立費用助成事業 ・ 成年後見人報酬負担金 	
【現状と成果】	
<p>成年後見制度の積極的な活用を推進していくため、以下の事業を実施しました。</p> <p>1 とっとり東部権利擁護支援センター運営への補助</p> <p>法人後見の受任や成年後見制度の利用に関する相談業務を実施し、鳥取県東部地域における高齢者の権利擁護に関して大きな役割を担っている「とっとり東部権利擁護支援センター」へは鳥取県と1市4町とで運営補助を行い権利擁護の推進を図っていますが、高齢者人口の増加に伴い法人後見受任件数、相談件数ともに増加の一途をたどっており、現状の職員配置では現状維持もままならない状況となっていました。</p> <p>そこで、常勤職員1名を増員し、より多くの法人後見受任やきめ細かな相談対応ができるよう補助金額を大幅に増額しました。</p> <p>2 成年後見制度利用支援事業</p> <p>認知症等により判断能力が十分でないため、成年後見制度の利用が必要であるが、生活困窮のため後見申立ての費用や後見人への報酬支払いが困難な高齢者に対し助成しました。</p> <p>申立費用及び成年後見人報酬負担金の助成については、市長申立の件数が増加傾向にあること等から、決算実績はともに毎年増加しており、特に成年後見人報酬負担金の平成28年度実績額は平成27年度の約1.5倍となっています。</p> <p>3 市民後見人の養成</p> <p>市民後見人養成事業については、平成27年度から鳥取市社会福祉協議会への委託事業として、市民後見人養成講座を開催しており、受講生は平成27年度23名、平成28年度15名となっています。</p> <p>講座受講後、「市民後見人バンク」に登録して「とっとり東部権利擁護支援センター」又は「鳥取市社会福祉協議会かけはし」で権利擁護活動をされている方が延べ14名、このうち鳥取家庭裁判所に市民後見人として推薦できる後見人候補者が4名となっており、市民後見人として活動ができるよう事務調整を行います。</p> <p>また、平成29年度より市民後見運営協議会を設置し、市民後見制度推進に向けて関係機関で連携していきます。</p>	
【課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者人口の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な方が、今後も増加し続けると見込まれるなか、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職の不足が問題となりますが、その解決策の一つとなる市民後見人の養成講座を受講する人と実際に活動する人を増やす必要があります。 ● 成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条において、平成29年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、市においても成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなっています。 	

施策名	④ 高齢者の生活を支える住まいとサービスの確保
-----	-------------------------

【主な内容】

- ・ 在宅系サービスの確保
- ・ 施設・居住系サービスの確保

【現状と成果】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービス基盤の整備の推進を図りました。

- 1 高齢者の自宅での生活継続を強力に支援するため地域密着型サービスの基盤整備を推進し、以下の整備がありました。

サービス種別	目標	実績	整備圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1以上	1	F(気高)
認知症対応型通所介護	1以上	1	F(青谷)
小規模多機能型居宅介護	3以上	3	B(南) B(南) ※サテライト型事業所 E(旧用瀬)

- 2 高齢者が自宅での生活継続が困難となった場合に、必要に応じて住み替えが可能となるよう、地域密着型サービスの基盤整備を推進し、以下の整備がありました。

サービス種別	目標	実績	整備圏域
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	4 (・ A(北)、D(湖南)のいずれか ・ B(南) ・ E(旧用瀬) ・ F)	3	B(南) E(旧用瀬) F(気高) ※2ユニット化
地域密着型特定施設入居者生活介護	3 (・ A ・ B(東・南・国府)のいずれか ・ C)	3	A(中ノ郷) B(南) ※H29.12.1開設予定 C(高草)

※ 上記2つの表内に記載の圏域名の後の括弧内は中学校区

【課題】

- 1事業所以上の整備を目指していた看護小規模多機能型居宅介護については、現在のところ未整備となっています。
- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)のA圏域(北中学校区)、D圏域(湖南中学校区)のいずれかに1ユニットの計画については、現在のところ未整備となっています。